

建設工事等に係る資格制限・指名停止措置状況一覧
 (破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

業者名及び所在地	指名停止期間	根拠規程
(株)久米設計 (東京都江東区)	令和5年12月21日から令和6年6月20日まで (6か月)	当該業者の社員が、宮崎県串間市が発注した消防庁舎新築工事の設計業務の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたため。 別表第2 3
ランドブレイン(株) (東京都千代田区)	令和5年12月21日から令和6年6月20日まで (6か月) 令和6年1月31日付 指名停止解除	当該業者の社員が、宮崎県串間市が発注した消防庁舎新築工事の設計業務の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたため。 別表第2 3 令和5年12月27日付で不起訴処分となったため。 基準第3条第6項
(株)アサオ (西脇市)	令和6年1月11日から令和6年6月10日まで (5か月)	当該業者が、建設業法第28条第3項の規定に基づき、営業停止処分を受けたため。 別表第2 6(2)
三愛物産(株) (名古屋市中区)	令和6年1月11日から令和6年7月10日まで (6か月)	当該業者の社員が、岐阜県山県市が発注した排水ポンプ制御盤の更新工事の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたため。 別表第2 3
中部電力ミライズ(株) (名古屋市中区)	令和6年4月25日から令和6年6月24日まで (2か月)	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家に対して供給する都市ガスに関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 別表第2 2(1)

「別表○. △. □」とは「三田市指名停止基準 別表第○第△項第□号」、「旧別表○. △. □」とは「旧三田市指名停止基準 別表第○第△項第□号」、「別表○. △. □/●. ▲. ■」とは「三田市指名停止基準 別表第○第△項第□号及び第●条第▲項第■号」、「基準○. △. □」とは「三田市指名停止基準第○条第△項第□号」に該当することをあらわします。

(所管:総務部 契約検査課)